

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

このことについて、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則を一部改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成27年2月16日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要があるからである。

## 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正の概要

### 1 改正の理由及び内容

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正（平成 23 年 8 月 1 日施行）及び地方独立行政法人法の一部改正（平成 25 年 6 月 14 日施行）に伴い、同条文を引用している規則を改正する。

- ・規則第 2 条の 4（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律）
- ・規則第 3 条の 2（地方独立行政法人法）

### 2 施行期日

公布の日（平成 27 年 3 月 24 日：公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正の公布日にあわせるため）

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年 月 日

愛知県教育委員会委員長 岩 月 慎 自

愛知県教育委員会規則第一号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第二項第四号中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

第三条の二第一項第一号中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新

(基礎在職期間)

第二条の四 略

2 略

一 三 略

四 条例附則第二十項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以降の日本国有鉄道改革法第十一条第二項に規定する承継法人であつて同条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第十五条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)附則第二條の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。)の職員としての在職期間

五以下 略

(職員以外の公務員としての引き続きいた在職期間として計算する期間)

第三条の二 略

一 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第八條第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社(条例第八條第一項に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。)(若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。))(以下「一般地方独立行政法人等」という。)(に使用される者)(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。)

以下、「一般地方独立行政法人等職員」という。)(が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)(が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)(に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職

旧

(基礎在職期間)

第二条の四 略

2 略

一 三 略

四 条例附則第二十項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以降の日本国有鉄道改革法第十一条第二項に規定する承継法人であつて同条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第十五条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)附則第二條第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。)の職員としての在職期間

五以下 略

(職員以外の公務員としての引き続きいた在職期間として計算する期間)

第三条の二 略

一 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第五十五條に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社(条例第八條第一項に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。)(若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。))(以下「一般地方独立行政法人等」という。)(に使用される者)(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。)

以下、「一般地方独立行政法人等職員」という。)(が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)(が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)(に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職

員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の公務員（国家公務員を除く。以下この号、第三号、第五号及び第四条の第三項において同じ。）として在職した後更に引き続き職員となつた場合においては、先の職員以外の公務員としての引き続き在職期間の始期から後の職員以外の公務員としての引き続き在職期間の終期までの期間

2  
二以下  
略

員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の公務員（国家公務員を除く。以下この号、第三号、第五号及び第四条の第三項において同じ。）として在職した後更に引き続き職員となつた場合においては、先の職員以外の公務員としての引き続き在職期間の始期から後の職員以外の公務員としての引き続き在職期間の終期までの期間

2  
二以下  
略